

東京都資金不足比率（平成 19 年度）

審査意見書

（病院経営本部）

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）

第２２条第１項の規定により、東京都病院会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成２０年９月５日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

第1 審査の概要

1 審査の対象

東京都病院会計

2 審査の方法

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成20年7月22日から平成20年9月5日まで

第2 審査の結果

審査に付された東京都病院会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認められる。

(資金不足比率の状況)

(単位：%)

会計	病院会計
資金不足比率 (経営健全化基準)	— (20.0)

注 資金不足が生じていないため、「—」にて記載